

別表3

区分	助成金の内容	添付書類
指導室使用料加算	<p>(1) 省令第9条第2項に定める基準を満たしている育成会が月の初日において指導室を賃借して運営しているときは、指導室使用料の月額10分の10に相当する額（255,500円を限度とし、100円未満は切り捨てる。）を助成する。ただし、助成対象期間の最初の月の助成額には新規開所前月分の指導室使用料及び礼金を含めることができるものとし、その場合は3,066,000円（助成対象期間の月数が12月に満たない場合は、3,066,000円を12で除した額に助成対象期間の月数を乗じた額）から当該年度末までの指導室使用料加算の合計額を差し引いた額の範囲内で255,500円を超えることができるものとする。</p> <p>(2) 省令第9条第2項に定める基準を満たしていない育成会が月の初日において指導室を賃借して運営しているときは、指導室使用料の月額3分の2に相当する額（50,000円を限度とし、100円未満は切り捨てる。）を助成する。</p>	指導室使用料証明書（第7号様式）又はこれにかわるもの
障害児受入推進助成	<p>(1) 育成会が、月の初日において1人以上2人以下の障害児（(5)の助成対象となる児童を除く。(2)、(3)及び(4)において同じ。）を受け入れており、かつ、障害児受入に対応できる指導員がいる場合は、月額163,000円を助成する。</p> <p>(2) 育成会が、月の初日において3人以上5人以下の障害児を受け入れており、かつ、(1)による指導員に追加して更に、障害児受入に対応できる指導員がいる場合は、(1)の額に加え月額163,000円を助成する。</p> <p>(3) <u>育成会が、月の初日において6人以上8人以下の障害児を受け入れており、かつ、(2)による指導員に追加して更に、障害児受入に対応できる指導員がいる場合は、(2)の額に加え月額163,000円を助成する。</u></p> <p>(4) <u>育成会が、月の初日において9人以上の障害児を受け入れており、かつ、(3)による指導員に追加して更に、障害児受入に対応できる指導員がいる場合は、(3)の額に加え月額163,000円を助成する。</u></p> <p>(5) 育成会が、月の初日において医療的ケア児を受け入れており、かつ、当該児童の受け入れに対応するために、看護職員等を配置した場合は、月額338,410円を助成する。<u>ただし、4月については、338,490円とする。</u></p> <p>(6) <u>育成会が、(5)に加え、医療的ケア児を受け入れるために必要となる付き添い等による送迎や病院への付き添い等の支援を実施した場合、送迎等に要した額（1か所あたり年額1,353,000円を限度とし、100円未満は切り捨てる。ただし、月の中途において送迎等を開始した場合は翌月から、送迎等を取りやめた場合は当該月までを助成対象期間とし、助成対象期間の月数が12月に満たない場合は、1か所あたりの限度額を12で除した額に助成対象期間の月数を乗じた額（円未満は切り捨てる。）を限度とする。）を助成する。</u></p>	障害児受入推進助成認定申立書（第7号様式の2）
ひとり親家庭減免助成	育成会がひとり親世帯の保護者負担金を減免した場合、ひとり親世帯の児童1人ごとの保護者負担月額の減額分（その減額分に、おやつ代や教材費等その他の減免額が含まれている場合は、その他の減免相当額を控除した額）の3分の2に相当する額（児童1人あたり8,000円を限度とし、100円未満を切り捨てる。）の育成会における合計額を、11月に10月分まで、3月に3月分まで助成する。	ひとり親家庭減免助成総括表（第7号様式の3）及びひとり親家庭保護者負担金減免申立書（第7号様式の4）
専用室障害児受入促進助成	留守家庭児童専用室設置要綱第1に規定する留守家庭児童専用室（以下「専用室」という。）を使用している育成会において、当該年度中または翌年度に障害児の受入を予定しており、そのために必要な改修を当該専用室に対して実施した場合、改修に要した経費の2分の1に相当する額（125,000円を限度とし、100円未満は切り捨てる。）を専用室障害児受入促進助成として助成する。	専用室障害児受入促進計画書（第7号様式の5）

区分	助成金の内容	添付書類
常勤職員配置等助成	<p>育成会が、平日については午後6時30分を超えて、学校の長期休業期間などについては1日8時間以上開所する又は開所している場合であって、家庭及び学校等との連絡又は情報交換等業務に加えて、さらに地域組織や関係機関等との連携等業務（以下この項において「連携等業務」という。）のすべてを実施するために、常勤職員を配置し、かつ連携等業務のいずれかに従事する職員について、賃金等を改善した場合は、その職員の賃金改善に必要な費用を含む当該職員を配置するために必要な額（1か所あたり年額3,158,000円を上限（以下この項において「上限額」という。））とし、当該育成会が雇用する職員の人件費総額から厚生労働省が別に定める基準額を差し引いた額又は連携等業務に従事する職員の人件費総額のいずれか少ない額（100円未満は切り捨てる。）とする。ただし、月の中途において、新たに連携等業務のすべてを実施した場合は翌月からとし、助成対象期間の月数が12月に満たない場合は、上限額を12で除した額に助成対象期間の月数を乗じた額（円未満は切り捨てる。）を限度とする。以下この項において「必要額」という。）のうち、6月に年度当初から6月までの必要額を、9月に年度当初から9月までの必要額から6月期に助成した額を差し引いた額を、12月に年度当初から12月までの必要額から前2回までに助成した額を差し引いた額を、3月に年度当初から3月までの必要額から前3回までに助成した額を差し引いた額を常勤職員配置等助成として助成する。</p>	常勤職員配置等助成総括表（第7号様式の6）及び常勤職員配置等助成申立書（第7号様式の7）
放課後児童支援員等処遇改善等事業助成	<p>育成会（常勤職員配置等助成を受けるものを除く。）が、平日については午後6時30分を超えて、学校の長期休業期間などについては1日8時間以上開所する又は開所している場合であって、家庭及び学校等との連絡又は情報交換等業務（以下この項において「情報交換等業務」という。）のすべてを実施し、かつ情報交換等業務のいずれかに従事する職員について、賃金等を改善した場合は、その職員の処遇改善経費を上乗せするために必要な額（1か所あたり年額1,678,000円を限度とし、100円未満は切り捨てる。ただし、月の中途において主に担当する者を配置した場合は翌月から、主に担当する者の配置を取りやめた場合は当該月までを助成対象期間とし、助成対象期間の月数が12月に満たない場合は、1か所あたりの限度額を12で除した額に助成対象期間の月数を乗じた額（円未満は切り捨てる。）を限度とする。）を、6月に算出された助成総額（以下この項において、「助成総額」という。）の4分の1に相当する額（円未満は切り捨てる。）を、9月に助成総額から6月期で助成した額を差し引いた額の3分の1に相当する額（円未満は切り捨てる。）を、12月に助成総額から前2回で助成した額を差し引いた額の2分の1に相当する額（円未満は切り捨てる。）を、3月に助成総額から前3回で助成した額を差し引いた額を放課後児童支援員等処遇改善等事業助成として助成する。</p>	放課後児童支援員等処遇改善等助成総括表（第7号様式の8）及び放課後児童支援員等処遇改善等申立書（第7号様式の9）
送迎支援事業助成	<p>育成会が、当該育成会を利用する児童の安全・安心を確保するため、地域の高齢者等を活用して送迎支援を実施した場合、送迎に要した額（1か所あたり年額507,000円を限度とし、100円未満は切り捨てる。ただし、月の中途において送迎支援を開始した場合は翌月から、送迎支援を取りやめた場合は当該月までを助成対象期間とし、助成対象期間の月数が12月に満たない場合は、1か所あたりの限度額を12で除した額に助成対象期間の月数を乗じた額（円未満は切り捨てる。）を限度とする。）を送迎支援助成として助成する。</p>	送迎支援実施申立書（第7号様式の10）
設置促進事業助成	<p>育成会が、指導室として民家等を賃借し新たに開設する場合等にあつて、その民家等の改修及び設備の整備並びに備品の購入又は当該民家等の賃借料であつて開設前月分等の開設準備に要した額（12,000,000円を限度とし、100円未満は切り捨てる。）を設置促進事業助成として助成する。</p>	設置促進実施計画書（第7号様式の11）
長期休業期間受入支援助成	<p>育成会が、学校の長期休業期間のみ利用を希望する児童を受け入れるために、新たに支援の単位を設ける場合で、次の各号に掲げる要件を満たす場合は、その開所日数1日あたり19,000円を4月に4月分を、7月に7月分及び8月分を、12月に12月分及び1月分を3月に3月分を長期休業期間受入支援助成として助成する。  (1) 新たに設ける支援の単位を利用する児童については、学校の長期休業期間のみ利用を希望する児童であること。  (2) 新たに設ける支援の単位において、第4（第2項を除く）に規定する要件を満たしていること。</p>	長期休業期間受入計画書（第7号様式の12）
	<p>育成会が、市長が別に定める要件を満たす場合において、次のA区分からD区分の指導員又は補助員を配置した場合は、当該指導員又は補助員に対して、段階的な賃金改善を行うために必要な額（常勤職員配置等助成又は放課後児童支援員等処遇改善等事業助成の対象として申請される経費は除くものとし、指導員又は補助員の一人あたりの年間賃金改善額は、A区分からD区分に定める年間上限額（月の中途において、指導員を配置した場合は、翌月からとし、助成対象期間の月数が12月に満たない場合は、年間上限額を12で除した額に助成対象期間の月数を乗じて得た額（円未満は切り捨てる。以下同様とする。））を限度とし、1か所あたりの年間基準額は、助成対象とされた指導員一人ごとにA区分からC区分に定める年間基準額を合計した額（919,000円（助成対象期間が12月に満たない場合は、919,000円を12で除した額に助成対象期間の月数を乗じて得た額）を限度とする。）とし、100円未満は切り捨てる。）を放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業助成として助成する。</p>	

区分	助成金の内容				添付書類
	区分	内容	年間上限額	年間基準額	
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業助成	A	経験年数が概ね10年以上の指導員で、愛知県が実施する「放課後児童支援員キャリアアップ研修」もしくはこれと同程度の研修を修了した事業所長的立場にある者（1名を限度とする。）	394,000円	394,000円	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業助成総括表（第7号様式の13）及び放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業助成申立書（第7号様式の14）
	B	経験年数が概ね5年以上の指導員で、愛知県が実施する「放課後児童支援員キャリアアップ研修」もしくはこれと同程度の研修を修了した者	263,000円	263,000円	
	C	その他指導員	131,000円	131,000円	
	D	補助員	131,000円	0円	
育成支援体制強化助成	育成会が、育成支援の周辺業務について、職員の配置や外部委託等を実施した場合、その経費の10分の10に相当する額（1か所あたり1,444,000円を限度とし、100円未満は切り捨てる。ただし、月の中途において開所した場合は翌月から、閉所した場合は当該月までを助成対象期間とし、助成対象期間の月数が12月に満たない場合は、1か所あたりの限度額を12で除した額に助成対象期間の月数を乗じた額（円未満は切捨てる。）を限度とする。）を育成支援体制強化助成として助成する。				育成支援体制強化助成申立書（第7号様式の15）
環境改善事業助成	育成会が、指導環境の改善を目的としたエアコンの更新・購入、冷蔵庫の更新・購入、開口部にかかる飛散防止フィルム工事、便器の更新工事、防犯カメラの購入、更新をした場合、その経費の10分の10に相当する額（1事業所あたり1,000,000円を限度とし、100円未満は切り捨てる。）を1事業所あたり1度に限り環境改善事業助成として助成する。				環境改善事業実施計画書（第7号様式の16）
移転関連費用助成	育成会が、児童の数の増加に伴い、より広い実施場所に移転することで受入れ児童数を増やす場合等とその移転に係る経費の10分の10に相当する額（1か所あたり2,500,000円を限度とし、100円未満は切り捨てる。）を移転関連費用助成として助成する。				移転関連費用助成実施計画書（第7号様式の17）
利用児童受入促進事業助成	(1)	<u>別表1に定める児童の数による基準額について、育成会が「児童の数36人から45人まで」の区分において受け入れを行う場合、他の区分における増額幅と同額を増額する。</u>			なし <u>（別表1の基準額に反映済み）</u>
	(2)	<u>育成会が、分割等により受入れ児童数を増やすため職員の確保を行う場合、必要な求人広告掲載等に係る経費の3分の2に相当する額（1か所あたり500,000円を限度とし、100円未満は切り捨てる。）を助成する。</u>			利用児童受入促進事業助成申立書（求人広告費）（第7号様式の18）
	(3)	<u>育成会が、分割等により受入れ児童数を増やすため職員の確保を行う場合、雇用した職員の研修期間に係る人件費の3分の2に相当する額（1か所あたり1,122,000円を限度とし、100円未満は切り捨てる。）を助成する。</u>			利用児童受入促進事業助成申立書（職員研修期間中人件費）（第7号様式の19）